

# 第1章 計画の基本的事項

## 1-1 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景

私たちの祖先は、これまで豊かな自然と調和しながら、歴史性や文化性が高く、美しい街なみを有する平川市をかたちづくってきました。

しかしながら、現在の私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化など地球規模で広がる人類の生存そのものを脅かす危機の中にいます。

これらの環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大や世界的規模の人口増加などにより、環境への負荷が著しく大きくなったことに起因しており、世界的な規模で新たな対策が取り組まれるようになってきています。

本市においても、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を保全・創造し、次世代に引き継いでいくため、地球環境を視野に入れた取り組みを、市・事業者・市民が一体となって行っていくことが求められています。

### (2) 計画策定の目的

本市は、「平川市長期総合プラン」に基づき、持続可能な循環型社会の実現を目指し、環境政策を進めてきました。また、平成22年12月には環境施策の基本理念を定めた「平川市環境基本条例」を制定しました。

本計画は、市・事業者・市民がそれぞれの役割を分担し、協働して環境の保全と創造に取り組むことで、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進するため策定するものです。



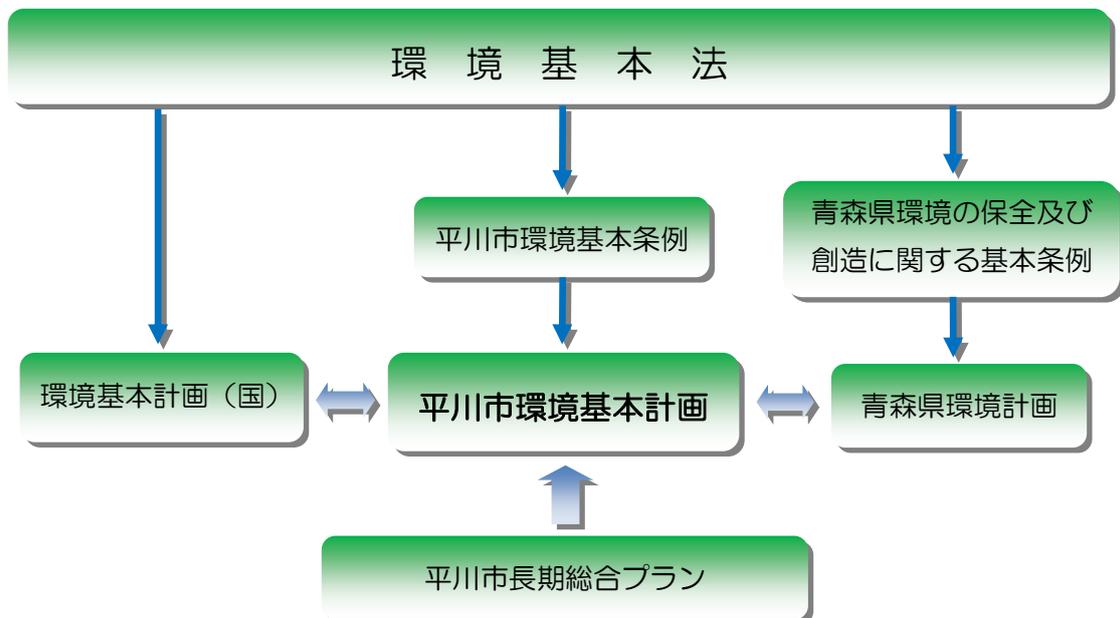
## 1-2 計画の役割と位置づけ

### (1) 計画の役割

本計画は、総合的かつ長期的な視点から本市の環境の保全及び創造に関する施策の調整を行い、実施段階における環境配慮を行うための根拠となるもので、市・事業者・市民が互いに協力しながら行動していくための指針となります。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の環境施策における最も基本となる計画であり、関連する各種計画との整合性を図りながら、各部門における施策や事業に横断的に対応し「平川市長期総合プラン」を環境施策面から具現化していくものです。



## 1-3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から「平川市長期総合プラン」の目標年次と同じ平成38年度までの10年間とします。

なお、環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 第2章 市の概況

### 2-1 市の概況

#### (1) 位置・地勢

平成 18 年 1 月 1 日、平賀町、尾上町及び碓ヶ関村の合併により誕生した平川市は、青森県津軽地域の南端に位置し、東西約 31 km、南北約 25 km にわたり、総面積は 346.01k m<sup>2</sup> で、県域の約 3.9% を占めています。

南は秋田県と接し、東に八甲田連峰、西に岩木山の雄大な自然が広がる津軽平野の一部で、市名となっている平川が貫流し、多くの源泉に恵まれた豊かな自然環境を有しています。

農業に適した肥沃な土壌を利用し、平坦地では水田、それを取り巻く丘陵地帯ではりんごの栽培、標高 500m 位の地域では夏季の冷涼な気候を利用した高冷地野菜の栽培が盛んです。

また、八甲田・十和田火山群の一部に属した山間地で形成されているため、本市の総面積の約 7 割が山林によって占められており、このうちの約 8 割が国有林となっています。

#### (2) 気象

気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海側気候に属し、四季の変化がはっきりしていますが、地形の影響により地域によって気象に大きな差異が見られます。

夏季は比較的温暖で、冬季は季節風の影響を受け、雪の日が多く見られますが、津軽地域の中でも山間地では雪が多く、平坦地では雪が少ない地域に属します。

#### (3) 人口

人口は、昭和 30 年の 44,168 人をピークに減少し、平成 27 年では 32,106 人（平成 27 年確定値）となり、ピーク時に比べ 12,062 人（27.3%）と大幅に減少しています。

（単位：人、%）

区分	昭和30年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	44,168	36,454	35,336	33,764	32,106
増減数	—	△7,714	△8,832	△10,404	△12,062
増減率	—	△17.5	△20.0	△23.6	△27.3

※1 平成 17 年までの数値は、国勢調査による旧 3 町村の合計

#### (4)産業

就業人口で見ると、平成7年から平成22年までは、年々減少し2,431人（12.4%）の減少となっています。

産業別就業人口を平成17年と比較してみると、第1次産業及び第2次産業、第3次産業の就業人口はともに減少しています。

今後の構成比については、第1次産業及び第2次産業の就業者割合は引き続き減少し、第3次産業の就業者割合は増加するものと思われます。

#### □産業別就業人口の推移

単位：人

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	19,616	19,373	18,556	17,185
第1次産業就業人口 （構成比）	6,033 （30.9%）	5,202 （26.8%）	4,876 （26.4%）	4,551 （26.5%）
第2次産業就業人口 （構成比）	5,280 （26.9%）	5,378 （27.8%）	4,452 （24.0%）	3,825 （22.3%）
第3次産業就業人口 （構成比）	8,286 （42.2%）	8,791 （45.4%）	9,204 （49.6%）	8,803 （51.2%）

※1 国勢調査による旧3町村の合計値

※2 分類不能の産業を除く

※3 構成比については、合計が100%となるよう調整している。

## 2-2 環境保全の取組み

### (1) 法令等による規制

環境保全のための規制措置として、本市では、法律及び県の条例に基づいて、市独自の条例等を定め、各種の規制的措置を実施しています。法律では、環境保全の基本的方針を定めた「環境基本法」により、大気、水質、騒音・振動等のいわゆる公害問題に対処するための各種規制・基準・監視措置等が定められています。

また、廃棄物・資源・エネルギーなどの取り扱いや削減措置に関するもの、自然環境の保全や自然公園等の保全・規制に関するもの、文化財の保存・活用に関するもの、環境影響評価措置に関するもの、及び最近では地球環境問題への対応・措置に関するものなど、時代の要請に合わせた多様な規制内容により環境保全措置が講じられています。

さらに、青森県や本市においては、地域の実情に合わせたきめ細やかな規制措置を講じています。

## (2) 環境調査

本市において行われている環境の調査は、主として公害問題を対象に、国、県との連携のもとに行われており、そのための財源の確保が必要であるため、全ての項目（汚染物質濃度など）について実施することは困難となります。そのため、各項目の緊急性や重要性を考慮しながら実施していく必要があります。また、環境調査結果の開示・提供を図っていく必要があります。

## (3) ごみの収集・処理・最終処分

本市の家庭系ごみは、市が収集及び最終処分に係る業務を所管し、ごみ処理（焼却及び中間処理）に係る業務は、本市を含む2市3町1村で組織している弘前地区環境整備事務組合、3市1町1村で組織している黒石地区清掃施設組合で行っています。

家庭系ごみ収集については、委託業者による収集となっていて、事業系ごみの処理については、排出事業者自らの責任において適正に処理することとなっています。

ごみ処理業務のうち可燃ごみの焼却業務については、弘前地区環境整備事務組合が所管する弘前地区環境整備センターと南部清掃工場の2つの施設、及び黒石地区清掃施設組合が所有する環境管理センターで行っています。

また、弘前地区環境整備センターでは、不燃ごみ、大型ごみ、容器包装ごみの中間処理（破碎・選別・圧縮・梱包等）も行っています。

ごみの最終処分業務（埋立等）は、平賀最終処分場と沖浦埋立処分地に搬入し、埋立て処分しています。



庁舎から見た街並み

## 第3章 市のめざす環境像

### 3-1 市のめざす環境像

近年、従来からの都市・生活型公害に加え、地球温暖化など地球規模での環境問題が大きく取り上げられるようになり、資源消費や環境負荷の少ない循環型社会への転換が求められています。

このような中、人と自然が共生し快適な市民生活を享受できるよう保全していくためには、市・事業者・市民が協働し問題に取り組む必要があることから、本市のめざす環境像を次のように定めます。

### 低炭素・循環型社会、自然共生により未来へつなげるまちへ

「低炭素社会」とは・・・

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会のことです。

「循環型社会」とは・・・

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。生産や消費を抑え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという3R<sup>\*1</sup>を推進することで、地球と環境の自然な循環を尊重する社会のことです。

「自然共生」とは・・・

地球上の空気、大地、川、海、生息している動植物など、すべての自然環境はつながっており、そのどこかで問題が発生した場合、必ず他の環境に影響をおよぼします。そこで、人と地球に生きるすべての生物が良い関係を維持し、自然からの恵みを受け続ける関係のことです。

※1 3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制＝ごみは出さない）、リユース（Reuse：再使用＝繰り返して使う）、リサイクル（Recycle：再生利用＝再び資源として利用する）の3つの頭文字「R」を取ったものです。

### 3-2 めざす環境像の実現に向けた基本目標

めざす環境像を実現するために4つの基本目標を定め、それぞれの達成に向け、総合的・体系的に施策を展開します。

#### 基本目標Ⅰ 安全で安心して暮らせるまちづくり

日常生活や事業活動から生じる水質汚濁や騒音・振動などの公害を防止し、安全で安心な生活環境を確保します。

- 【個別目標】
1. 大気汚染の防止
  2. 水質汚濁の防止
  3. 土壌環境の保全
  4. 騒音・振動の防止

#### 基本目標Ⅱ 住みよさを実感できるまちづくり

都市景観や街並みを整備することで、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりを推進します。

- 【個別目標】
1. 良好な景観の形成
  2. 都市環境の保全
  3. 環境美化の推進

### 基本目標 III 人と自然が共生するまちづくり

日常の生活空間や、レクリエーションの場として大切な自然環境を保全し、人と自然がふれあえる設備を整備していきます。

- 【個別目標】
1. 生物多様性の保全
  2. 緑・水辺・農地の保全
  3. 人と自然とのふれあい

### 基本目標 IV 地球環境にやさしく持続可能なまちづくり

地球環境にやさしく効率の良い省エネルギー型のライフスタイルを確立するため、再生可能エネルギー<sup>※1</sup>の利用促進により、持続可能なまちづくりをめざします。

また、環境の保全に自発的、積極的に行動する市民の活動を促進するため、情報提供や環境教育の実施などの支援を行います。

- 【個別目標】
1. 廃棄物の減量とリサイクルの推進
  2. 地球温暖化防止対策の推進
  3. 効率的なエネルギー利用
  4. 環境教育・環境学習の推進

※1 再生可能エネルギー

限りあるエネルギー資源である石油や石炭などの化石燃料に対し、一度利用しても比較的短時間で再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのことです。太陽光・太陽熱、地熱、水力、バイオマス、風力などがこれにあたります。